

## 平成31年度鴨川市コミュニティバス運行業務仕様書

(事業)

第1条 鴨川市コミュニティバス（以下「バス」という。）は、受託者において道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業として平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、運行するものとする。

2 バスは北ルート、清澄ルート及び南ルートの3路線とし、各路線の運行経路及び運行回数、運行時刻、運賃表及び停留所並びに北ルート及び清澄ルートに設ける特定運行区間での運行に係る事項は、それぞれ別紙運行計画1及び2のとおりとする。

(運行車両)

第2条 鴨川市（以下「市」という。）は、受託者に次の車両を貸与し、受託者は当該車両を使用してバスを運行するものとする。

番号	車名	初度登録	型式	乗車定員	自動車の種別	用途	長さ	幅	高さ
1	日野	H21	BDG-HX6JLAE	27人	普通	乗合	629cm	208cm	310cm
2	日野	H21	BDG-HX6JLAE	27人	普通	乗合	629cm	208cm	310cm

2 前項の車両の使用にあたっては、受託者において善良なる管理を行うものとし、契約の完了又は解除時には、速やかに市へ返却するものとする。

3 第1項の車両以外の車両を使用する場合は、市及び受託者で協議のうえ定めるものとする。

(停留所標識の設置)

第3条 バスの運行の用に供する停留所標識については、受託者において設置し、維持管理を行うものとする。

2 停留所標識は自立式看板とし、その具体的な設置方法及び運行時刻の表示方法等については、市及び受託者で協議のうえ定めるものとする。

(委託料)

第4条 委託料は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 運行及び運輸管理に係る人件費

(2) 運行車両に係る燃料費等（燃料油脂費、修繕費、固定資産償却費及びその他経費（自動車損害賠償保険料、自動車任意保険料、自動車税、自動車重量税、取得税及び車検手数料））

(3) 停留所標識の設置に係る経費及び維持管理費

(4) 一般管理費

(5) デマンド運行に係る経費

(6) 運行に係る手続きに要する経費

(7) その他業務に要する経費

2 前項に掲げた経費のうち、運行車両の修繕費については、通常のメンテナンスに要する経費に、特別修繕費枠を加えて設定し、特定運行区間におけるデマンド運行に係る経費については、当初契約時において予め単価を設定するものとし、業務委託期間の末日における運行実績に基づき変更契約を行うこととする。

3 特定運行区間における往復回数は、前項に掲げた当初契約時においては北ルート150回、清澄ルート500回とする。

(運行収入)

第5条 受託者は、バスの運行に伴う収入について、市が定める手続きに従い、市に納入するものとする。

(国補助金)

第6条 受託者は、バスの運行に当たっては、本仕様書に基づく全ての運行期間を対象として、国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付申請を行うものとする。

2 前項に定める補助金を収入した際は、その全額について、市が定める手続きに従い、市に納入するものとする。

(緊急時の対応)

第7条 バスの運行にあたり、次の各号の一に該当するときは、受託者は直ちに市へ連絡するとともに適切な処置をとらなければならない。

(1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、または生じるおそれがあるとき。

(2) バスの利用者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

(受託者の責務)

第8条 受託者は、バスの運行管理に万全を期すとともに、関係法令等を遵守し、安全運転に留意して運行責任を果たさなければならない。

2 履行期間中に発生した、コミュニティバス運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受託者が負うこととする。

3 受託者は、市が行う利用実態調査等に協力しなければならない。また、市の要請に即し、市が主催する住民説明会等に参加しなければならない。

(補則)

第9条 本書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、市及び受託者で協議のうえ定めるものとする。